

助けあい 生きる安心 社会保険

# 社会保険 しまわ

令和4年 5月号 No.839

## Index

P2：日本年金機構からのお知らせ

P3：協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4：島根県社会保険協会からのお知らせ

～島根県の名所空撮～

おほち  
邑南町 於保知盆地展望台

春または秋、昼夜の気温差が大きい日の早朝と条件の揃った日は雲海を眺めることができます。普段は豊かに広がる田園風景の中に点々とこんもりした緑の小山が見られます。これは「鉄穴残丘かんがざんせう」と呼ばれ「鉄穴流し」によってつくられた人工的な地形です。



## 令和4年4月から年金制度が改正されました。

### ● 年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え

令和4年4月1日以降に初めて年金制度へ加入する方（20歳に到達した方、20歳前に厚生年金保険の被保険者となった方等）に対し、年金手帳に替わり「基礎年金番号通知書」を交付します。

既に年金手帳を交付されている方には、基礎年金番号通知書の交付は行いません。

また、お手元にある年金手帳は、令和4年4月1日以降も「基礎年金番号を明らかにすることができる書類」として、引き続きご利用いただけます。

年金手帳を紛失等した方で再交付を希望する方に対し、令和4年4月1日以降は基礎年金番号通知書を交付します。

## 令和4年度の算定基礎届事務講習会について

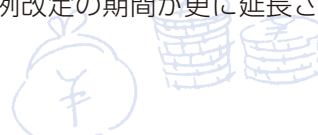
新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和3年度同様、会場での開催に代えて、日本年金機構ホームページに掲載した資料や動画を、事業主等の皆様にご覧いただくことにより実施します。なお、令和4年5月に日本年金機構ホームページに算定基礎届に関する資料や動画を更新の上、掲載する予定です。

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の取扱いについて(延長)

令和3年8月から令和4年3月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定を可能とする措置が講じられているところです。

今般、令和4年4月から令和4年6月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方についても、特例措置が講じられることとなりました。

詳細は、日本年金機構ホームページの「【事業主の皆さまへ】新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合における、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定の期間が更に延長されることになりました」をご覧ください。



## 社会保険手続きには電子申請が便利です

算定基礎届を電子申請で届出してみませんか。

### ● Gビズ ID を利用した電子申請の流れ

#### GビズIDのアカウントを取得

1 GビズIDのホームページを開く

<https://gbiz-id.go.jp>

2 申請書を作成

3 GビズID運用センターに申請書と印鑑証明書を郵送

4 承認メールが届く

#### 届書を作成

5 日本年金機構のホームページから届書作成プログラムをダウンロード

6 届書作成プログラムを開き、起動メニューの「届書の作成」ボタンを押下

7 届書の内容を入力

8 届出データが作成される

#### 届書データを申請

9 届書作成プログラムを開き起動メニューの「届書の申請・申請状況の照会」ボタンを押下

10 申請者情報を入力

11 申請ボタンを押下してGビズIDにログイン

12 申請完了



お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです。

【ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）】

**0570-007-123 《ナビダイヤル》** ▶ **2番** をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913 ▶ **2番** をお選びください

受付時間

月～金曜日：午前8時30分～午後7時  
第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

利用手順等は、日本年金機構ホームページでご確認ください。▶

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

### お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

## 協会けんぽ島根支部より大切なお知らせ

# 令和4年度 生活習慣病予防健診のご案内

年に一度の健診の受診は、自分自身の健康状態を確認できる良い機会です。  
また、健診結果から生活習慣の改善や、病気の早期発見・早期治療につながります。  
協会けんぽでは、年度内おひとり様1回に限り、健診費用の一部を補助しています。



生活習慣病予防健診：35歳から74歳までの被保険者(ご本人)様の健診

### 生活習慣病予防健診を受診する3つのメリット♪

#### 1 充実の検査内容

法定健診で  
定められている項目



がん検診

しっかりカバーで納得の  
健診を受けられます！

#### 2 健診費用が 安くなる！

通常時、自己負担額  
約 **19,000円**相当が…  
補助を受けると  
最大 **7,169円**

約 **11,000円**の補助！

#### 3 対象の方は無料で健康 サポートが受けられます

特定保健指導または「血圧・  
血糖値、脂質リスク予備群」  
となった方に、無料で健康サ  
ポートをさせていただきます。  
保健師・管理栄養士が事業所  
へお伺いします。

事業主様、担当者様のご協力  
のほどよろしくお願いいたします。

健診のご予約は、協会けんぽではなく、各健診機関へ直接お申し込みください。

#### 健診予約までの 3ステップ

##### 1. 受診したい健診機関へ予約



島根県内で受診  
できる健診機関  
はこちらから♪



##### 2. 健診機関より 検査キットが届く

当日までに準備して  
おきましょう

##### 3. 受診

持ち物

- 保険証 ●健診費用
- 問診表 ●検体 など

皆様に健診の機会を持っていただくため、健診実施機関より生活習慣病予防健診のご案内をさせていただくことがございます。何卒ご了承願います。

### よくある ご質問

Q | 35歳未満の加入者は、生活習慣病予防健診の一般健診を受診できますか？

A | 協会けんぽからの補助を受けて受診することができません。  
事業主が実施する定期健康診断を受診していただくこととなります。

Q | 対象者一覧に印字されていなくても、受診対象であれば受診できますか？

A | 受診日の時点で被保険者の方であれば受診できます。  
協会けんぽホームページの情報提供サービスから対象者一覧を確認いただくことで  
受診対象かどうかを確認することもできます。

お問い合わせ先  
保健グループ  
0852-59-5204





お知らせ 家庭常備薬斡旋のお知らせ

会員事業所にお勤めの従業員とその家族の皆様へ、疾病予防や健康管理にお役立ていただくため、家庭用常備薬の斡旋を行っています。簡単便利な「WEB」での申込も可能ですので、是非ご利用ください。

詳しくは、今月号に同封のチラシまたは当協会ホームページ【助成事業】をご覧ください。家庭用常備薬の斡旋は、年2回程度(春：5月号、秋：9月号)を予定しております。



お知らせ プール・ジム利用助成について

7月からご利用いただける、令和4年度の「プール・ジム共通利用券」を今月号に同封いたしました。6月末までは前回お送りしています緑色の券(令和3年度用)をご利用ください。

今年度から、雲南市の「サンワーク木次トレーニングルーム」とジム利用の助成契約(プール利用は対象外です。)を結びましたので、ご利用ください。

対象施設

- スポーツクラブ隠岐
- テルサスポーツクラブ
- マリントラン出雲
- 鹿島総合体育館
- サンワーク木次
- ラ・ペアーレ浜田

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、対象施設では営業時間の短縮、利用制限、休館等の対策が行われる場合があります。ご利用に際しては、対象施設のホームページ等でご確認をお願いします。

お願い 「令和4年度版 社会保険の事務手続」の送付について

社会保険の事務手続は、申込された冊数によりお届け方法が異なります。

- 1冊申込** 今月号に同封しております。
- 2冊以上** 事務手続1冊及び追加購入用FAX用紙を同封しております。(2冊目以上は、製販元から直接お送りいたします。)

申し込みハガキを送ったのに同封されていない事業所様

- 今年度の社会保険協会費をご納入いただいておりますでしょうか。
- コンビニでご納入いただいた場合は、確認に2週間程度かかる場合があります。確認が取れ次第送付します。
- 送付先事業所名などが記載されていないハガキがあり、送ることができません。※お心当たりの事業所様は、電話にて当協会までご照会願います。

募集 会員限定Webセミナーのご案内

「社員の採用と社会保険の手続(約30分)」の第2回募集を行なっています。

- 募集期間：5月16日から5月31日まで
- 動画配信：6月1日から6月30日まで

当協会ホームページから申し込まれた方へ動画閲覧用パスワード等をお送りします。詳細は、当協会ホームページ「事業案内→講習会・セミナー」でご確認願います。

募集 「社会保険実務講座」のお知らせ

● 初任者講座

社会保険事務経験が1年未満の担当者の方を対象に、採用・退職時に必要な各種届出、社会保険料の計算と納付方法、年金給付及び健康保険の給付等について、ポイントを絞って3回に分けて解説いたします。

※原則3日間3回の受講をお願いします。

● 基礎講座

一定の社会保険事務経験があり、スキルアップを図りたい方を対象に、8月から12月までの5か月間10回に亘る連続した講座です。

※原則5か月間10回の受講をお願いします。

会場		開催日		定員	申込締め切り
出雲	出雲市民会館(302会議室)	1日目	6月9日(木)	25名	5月31日(火)
		2日目	6月16日(木)		
		3日目	6月28日(火)		
浜田	サンマリン浜田(研修室A・B)	1日目	6月7日(火)	20名	
		2日目	6月14日(火)		
		3日目	6月21日(火)		

会場	益田市ジュンテンドー研修センター第2研修室					定員	申込締め切り
開催月	8月	9月	10月	11月	12月	30名	6月30日(木)
開催日	5日(金)	2日(金)	14日(金)	11日(金)	2日(金)		
	19日(金)	16日(金)	26日(水)	25日(金)	16日(金)		

● 初任者講座・基礎講座とも開催要領は下記のとおりです。注) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合がございます。

**時間** いずれの日も13時15分～16時30分まで

**講師** 社会保険労務士

**受講料** 会員事業所様を対象とした講座で、無料です。(交通費等の経費は受講者負担)

**申込** 次の①または②により申し込んでください。

- ① ホームページから直接申し込んで(入力して)ください。
- ② ホームページに掲載する受講申込書により、FAXで申し込んでください。※定員に到達次第締め切りますので、お早めに申込願います。

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから！

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane/>

島根県社会保険協会 <https://www.shimane-shahokyo.or.jp>

# 社会保険しまね

発行者 | (一財) 島根県社会保険協会  
文書提供 | 松江・出雲・浜田年金事務所  
全国健康保険協会島根支部

2022.5.16 発行  
通巻 839 号

※次回の発行については令和4年7月を予定しております。